

## 東京都立青梅総合高等学校定時制課程管理運営規程

令和6年4月1日

校長決定

### 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立青梅総合高等学校(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

### 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

### 第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

### 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

### 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

### 第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

### 第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

### 第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

### 第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

- 1 部  
教務部、生活支援部(保健部を兼ねる)、進路指導部を置く。
- 2 学年  
第1年次、第2年次、第3年次及び第4年次を置く。
- 3 学科  
総合学科
- 4 教科  
(1) 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語(英語)、家庭、情報、農業、総合を置く。  
(2) 総合を除く各教科に教科主任を置く。  
(3) 農業科主任は、農場主任を併任する。
- 5 企画調整会議
- 6 職員会議
- 7 教科会

## 8 委員会

以下の委員会を置く。

企画調整会議、学校運営連絡協議会、学校いじめ対策委員会、予算調整会議、学校給食運営委員会、業者選定委員会、安全衛生委員会、施設委員会、省エネ委員会、学校開放委員会、図書館運営委員会、防災教育推進委員会、学校保健委員会、教科書選定委員会、選考委員会、食育推進・アレルギー対策委員会、学校サポートチーム、生徒支援（特別支援・自立支援）委員会、校務支援委員会、ICT推進委員会、教育課程検討委員会

## 9 学校運営連絡協議会

構成員は外部委員として、青梅市教育委員会、地域代表、青梅市立中学校長、地域商工会代表、保護者代表とし、内部委員は校長、副校長、経営企画室長、各部主任、4年次主任を以って構成する。

## 10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱されたものが行う。

## 11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

## 12 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

以下の業務とする。

服務（人件費、服務管理、福利厚生、共済、学校開放事業、兼業兼職、産業医等）

経理（経理統括、予算決算、契約、財産施設管理、委託料、役務費券、国費事業等）

学事（定時制学事、生徒積立金管理、給食費管理、授業料、入選業務等）

契約（契約、前途金、一般需用費、備品購入、現金出納、負担金、交付金業務等）

整備（環境整備等）

## 第11 企画調整会議

### 1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各年次主任とする。

### 3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 5 その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第12 職員会議

### 1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

（１） 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

（２） 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

（３） 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

### 2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

- 3 開催  
定例会は、原則として月 1 回開催する。
- 4 招集  
校長が招集し、その運営を管理する。
- 5 司会  
校長が選任する。
- 6 記録  
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 7 運営
  - (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
  - (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

#### 第 1 3 教科会

- 1 目的  
教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。
- 2 所掌事項
  - (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
  - (2) 「年間授業計画」に関すること。
  - (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
  - (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
  - (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
  - (6) 教科書選定に関すること。
  - (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
  - (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
  - (9) 教科指導力の向上に必要な O J T に関すること。
- 3 構成員  
同一教科の全ての常勤の教員とする。
- 4 開催  
定例的な教科会を、月 1 回開催する。  
年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時(年 1 回)、定期考査前(年 5 回)、成績評定前(年 3 回)、O J T 関係実施時期(年 3 回)に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。  
その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。
- 5 招集  
教科会は、教科主任が招集する。  
教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

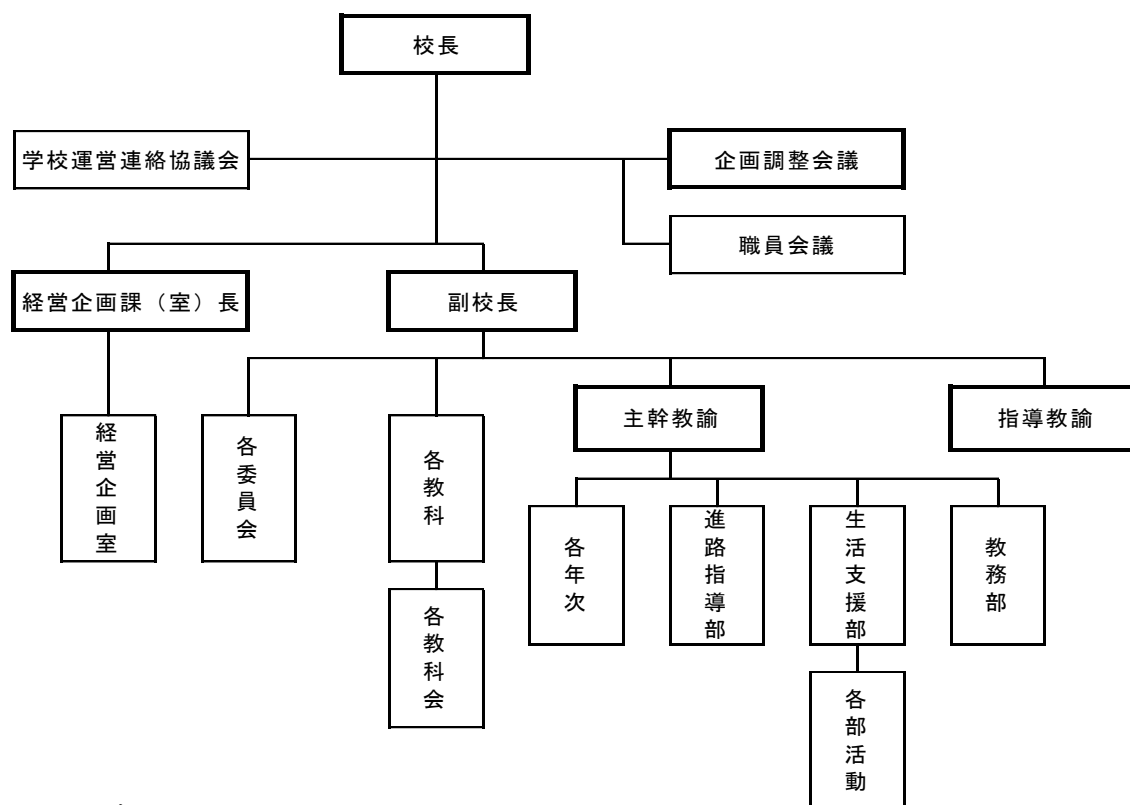
#### 第 1 4 部活動

以下の部活動を置く。  
サッカー部、バドミントン部、バスケットボール部、バレーボール部、  
文芸・美術部、軽音楽部、器楽部、家庭科部、外部活同好会

## 第15 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。

### 分掌組織図



## 第16 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

## 第17 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

## 第18 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

## 第19 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

### 附則

|                |             |
|----------------|-------------|
| この規程は、平成21年    | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、平成22年    | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、平成22年12月 | 1日から施行する。   |
| この規程は、平成25年    | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、平成26年    | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、平成27年    | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、平成28年    | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、平成29年    | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、平成30年    | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、平成31年    | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、令和2年     | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、令和3年     | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、令和4年     | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、令和5年     | 4月1日から施行する。 |
| この規程は、令和6年     | 4月1日から施行する。 |